西条市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（案）の概要

1 条例制定の背景

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うため、手話言語を育んできました。しかし、かつて手話が言語として認められず、手話言語を使用できる環境が整えられていませんでした。

手話をはじめとする、多様な意思疎通手段の利用の確保は、障がい者が地域社会における活動に参加するために欠くことのできないものです。しかしながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択できる環境や、それに対する市民の理解は、現在でも十分であるとはいえません。

私たちは、手話言語の普及を推進するとともに、それぞれの障がいに応じた意思疎通手段の利用を進めることで、障がい者の基本的人権を守り、誰もが障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すため、この条例を制定したいと考えています。

2 目的

手話が言語であるという認識に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障がい者の基本的人権が守られ、誰もが障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3 基本理念

⑴ 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての市民が障がいの有無、年齢等にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるという認識の下、行う必要があります。

⑵ 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語であり、これを使用して日常生活又は社会生活を営む者によって長年にわたり受け継がれてきたものであるという認識の下、行う必要があります。

⑶ 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、その選択の機会の確保及び利用の機会拡大が図られることを基本として行うものとします。

4 それぞれの役割

⑴ 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通支援手段の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

⑵ 市民は、基本理念にのっとり、手話が独自の語彙及び文法の体系を有する言語であること並びに意思疎通手段についての理解を深めるとともに、市が行う手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策への協力に努めていただくようお願いするものです。

⑶ 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、障がい者がその障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用することによりその必要とする情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、市が行う手話言語の普及及びに障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策への協力に努めていただくようお願いするものです。

5 市障がい者福祉計画との関係

市が障がい者福祉に関する各種計画を作成・改定する際、手話言語の普及と、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を、計画の基本施策として必ず位置付け、継続的・総合的に推進します。

6 啓発及び学習等の機会の確保等

市が関係機関等と連携し、市民に手話言語や多様な意思疎通手段への理解を広げるとともに、障がい者本人、家族、市民がそれらを学び、練習し、実際に活用できる機会と環境を整えるよう努めます。

7 意思疎通支援者の確保等

障がい者が生活や社会参加に必要な場面で円滑に意思疎通できるよう、市が関係機関と連携し、意思疎通支援者とその指導者を確保・養成し、支援の質を高めます。

8 相談及び支援の体制の整備等

障がい者が自分に合った意思疎通手段を安心して相談でき、手話、文字、点字、音声、ICT 機器等を実際に利用できるよう、市が関係機関と連携して相談・支援体制を整え、継続的に充実させます。

9　教育環境の整備のための支援

障がいのある児童生徒が、本人の特性に合った意思疎通手段を使って学校で学び、情報を得て、意思を伝え、学校生活に参加できるよう、市が学校や支援者、関係団体等と連携し、情報提供、技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めます。

10　災害時等における情報の伝達

災害や緊急事態において、障がい者が自分に合った方法で必要な情報を速やかに受け取り、理解し、利用するとともに、生命や身体に危険があるときには、電話、文字、手話、ICT 機器等の多様な手段で確実に助けを求められるよう、市が平常時から体制と施策を整備します。

11　施行

令和9年3月定例会に条例案を提出する予定